

書評

佟占新『戦後日本の道徳教育の成立——修身科の廃止から「道徳」の特設まで』（六花出版）

山田恵吾

書名にあるように、本書は、修身科の廃止から「道徳」の特設に至る戦後日本の道徳教育の歴史的過程を解明したものである。日本人の戦争責任や天皇制に関する教育の問題に、中国籍の著者である佟占新（トン・ジャンシン）氏が如何なる関心から注目したのか。新たな見方からの戦後

道徳教育への切り込みを楽しみに拝読した。ちょうど「桜（を見る会）」の季節。はたして現政権に「愛国心」はあるのだろうか、道徳の特別の強化は、彼らにこそ必要ではないのか、などと道徳教育への関心を深めていた時であった。著者の問題関心は、二〇一五年のいわゆる「道徳の教科化」と関わっての、道徳教育における経験主義と系統主義という教育の方法にある。「道徳」を教科にすべきか否かを考える手がかりはやはり戦後の道徳教育の成立過程にあると著者は考える。すなわち、「道徳」が教科ではなく時間とともに特設されたのかといつ

であることの意味や、「道徳」が設置された背景にあった道徳教育観、「道徳」と全面主義道徳教育との関係性を考察することは、「道徳」の教科化を考えるにあたって避けて通ることのできない重要な課題である。」（三頁）と佟氏は述べている。

先行研究の問題点として次の三点を挙げている。^①「『道徳』の特設をめぐる議論の整理や紹介に止まつたり、議論を政治的・イデオロギー的なものととらえる傾向が強く、議論の背景にある道徳教育観についての考察が不十分など」^②「徳育教科の設置、そして『道徳』の特設をめぐる議論が生じた社会的状況・背景を解明することを「中略」疎かにしてきたこと」、^③「『道徳』の特設経緯に着目した研究でも、『道徳』が当時どのようなものとして特設されたのか、なぜ教科ではなく時間として特設されたのかといつ

た重要な問題を、明らかにしているとはいえないこと」である（七頁）。

その上で佟氏が課題として設定したのは、「道徳の時間」の特設をめぐる議論を中心とした、一九五〇年代の道徳教育論を教育方法論の問題として整理し直すことである。具体的には、「道徳教科設置を求める主張」、「全面主義道徳教育を堅持すべきとする主張」、「全面主義道徳教育を堅持しながらもそれを補う施策が必要とする主張」という三種類の教育方法に関する主張が、どのようにぶつかり合い、政策として採用されたり、挫折したり、堅持されたりしたのか、そのありように迫って、戦後道徳教育史の再構成を試みることである。

本書の構成は次のとおりである。

序章	本書の視角
第一章	戦後日本における道徳教育の出発
第二章	德育教科の設置をめぐる議論の登場
第三章	「道徳」の特設経緯
第四章	「道徳」特設に対する賛否両論とその道徳教育觀
終章	戦後日本における道徳教育の成立とその道徳教育觀

本書の学術的な意義は、イデオロギー的な枠組で捉えがちであった戦後日本の道徳教育の歴史を、全面主義道徳教育の「採用」「堅持」という観点から捉え返した点にある。全面主義道徳教育とは、子どもの「経験主義学習」を重視するものであり、教科指導や生活指導の過程も含めた学校教育全体で道徳教育を行う考え方である。それは、特定教科の設置を伴うような知識重視の系統的な道徳教育と対比されるものである。

一九五〇年代の日本には、先述した三種類の主張¹¹「道徳教育觀が存在していた。従来、このうちの天野貞祐文部大臣に始まる歴代文部大臣に一貫して見られた、「愛国心の涵養」を眼目とする「道徳教科設置を求める主張」が具体化したものとして「道徳の時間」の特設が位置づけられてきた。一方、「領域」の設置にとどまり、「教科」に至らなかつたことは、イデオロギー的な觀点からすれば、保守勢力に対する革新勢力の抵抗の成果となる。

しかし、佟氏は特設賛成派・反対派の主張を整理し、また教育課程審議会の議論に分け入った丁寧な分析を通じて、当時の「道徳の時間」に関する教育論には、修身科に対する問題認識と全面主義道徳教育への強い「支持」が共通して見られたことを明らかにした。そして「道徳教科設置を求める主張」が文部大臣の強い意志にもかかわらず実現し

なかつたのは、全面主義道徳教育への「支持」の結果であると指摘した。総じて、「戦後日本の道徳教育の成立過程は、修身科を否定して全面主義道徳教育が採用され、さらには德育教科の設置も否定して全面主義道徳教育を堅持しながら「道徳」が特設された過程であった」（一九一頁）ことを明らかにした。

「道徳の時間」の特設に関しては、先行の研究においても、イデオロギー的な枠組で捉えがちであった点が指摘され、教育課程審議会の議論や教育学者による教育論の検討が行われてきた。そこでは、「全面主義か特設主義か」という論点の存在も指摘されたが、これまで深く追究されることはなかった。佟氏が全面主義道徳教育という教育方法による整理法を加えたことで、「道徳の時間」の特設をめぐる議論の見方がこれまでより明快になつた。

本書に学びつつ、さらに知りたかったことを二点挙げたい。

第一に全面的道徳教育を採用する場合の、他の教科や領域における道徳教育の位置と役割である。とくに経験主義

難しいが、カリキュラム構造や内容における道徳は全面主義の重要な対象となるのではないか。

その点で、おそらく同時期に発表されたために本書では言及されることのなかつたと思われる、澤田俊也論文を本書と合わせて読むと面白い（澤田俊也「一九五〇年代後半の文部省初等・特殊教育課における『道徳』案の形成過程についての一考察」『教育学研究』第八五巻第三号、二〇一八年九月）。澤田論文は「道徳の時間」特設に至る文部省初等・特殊教育課内での専門職と文部省幹部との議論を検討したものである。そこでは「道徳の時間」案に先立つて、社会科や家庭科などの解体・再編を含んだ「生活科」案や「生活実践課程」案が存在したこと、全面主義道徳教育について教科の専門性に即した議論がなされていたこと、専門職が「道徳の時間」案の形成過程において重要な役割を果たしたことが指摘されている。佟氏が明らかにした全面的道徳教育への支持の強さを裏付ける研究であると同時に、その内実を深く追究するものである。

また、全面主義道徳教育といった場合、他の教科や領域の中にも子どもの思考や行動を強く規定する道徳的な内容を視野に入れることも重要と思われる。たとえば、二〇一二年度から小学校で新たに「外国語」（「外国語活動」）が実施される。「外国語」と言つても、実際にはほとんどの学校

Page 83

で「英語」が導入されることになつてゐる。しかしながら、日本に暮らす外国人や外国に「ルーツ」を持つ子どもたちとともに生活を営んでいく上で必要とされる言語は、おそらく、英語よりも中国語、韓国語、ポルトガル語などであろう。グローバル化で様々な文化的な背景を持つ人々との関わりを想定した場合、特定の言語に限定することは、日本人の思考や行動様式を狭く規定することにつながつくる。つまり、「道徳」という領域や教科にとらわれて、学校教育そのものの「道徳」から目が逸らされていく危険には自覺的でなければならぬ。

第二に、「道徳の時間」特設をめぐる議論の質に關わる問題である。たとえば、特設に対する反対派と賛成派とを分けた重要な論点の一つとなつた、子どもの「経験・体験」について。「あくまで子どもたちの実生活における直接的な経験・体験を通してのみ道徳性の涵養が可能」という反対派の主張と、「直接的な体験はもちろん重要だが、間接的な経験、追体験を加味することで、道徳教育の効果をさらにあげることができると考え、そのためには、『道徳』の特設が必要」という賛成派の主張の対立は理屈としては理解できた。現在においても、たとえば人権問題、環境問題など、「直接的な体験」ではなかなか届かない、また教科としての位置づけが容易でない事柄について、どう設定するかとい

いわざるをえない。」（一九四頁）と指摘している点についてである。理屈からすればそうなるのだが、一九五〇年代と現在の子どもたちでは、たとえばテレビやスマートなどの情報機器の有無をはじめ、生活様式、就職・進学状況など、置かれた環境と生活経験は大きく異なる。また一九五〇年代では子守や洗濯、水汲みや風呂焚きなど子どもの労働は日常的に存在したが、現在はそのような場は限られている。現代では、「ヴァーチャル・リアリティ」による間接的な経験の比重が増している。その一方で、現代では、先に上げた人権問題、環境問題など、子どもの生活経験では遠く及ばない複雑な問題が増加しており、直接的な体験に基づいて設定できる道徳の問題には限界がある。「子どもの実生活における直接的な経験・体験」を重視することには、評者も同意するが、現代社会における「経験・体験」の質や（道徳）教育の課題の複雑さを考えた時に、全面主義道徳教育のあり方も変わつてくるのではないか。「道徳の教科化」の是非はともかく、時代状況や子どもの生活実態に応じた道徳教育の課題が存在する。その点で、たとえば、子どもの「生きる力」を目指し、体験学習や「国際理解、情報、環境、福祉・健康」などを内容とする「総合的な学習の時間」を全面主義道徳教育のもう一つの「要」として位置づけることも可能かもしれない。

最後に、本書に刺激を受け、考えたことを述べておきたい。それは、教育史の読者は誰かということである。

ところで、「教育勅語」を評価し、教育現場に再登場させようとする政府の動きに対し、教育史学会をはじめとする教育学界が学問的なレベルでその問題性をあらためて指摘したことは記憶に新しい（教育史学会『教育勅語の何が問題か』岩波書店、二〇一七年、日本教育学会教育勅語問題ワーキンググループ『教育勅語と学校教育』世紀書房、二〇一八年）。教育の現実に対して、教育史研究者が発信し変えていこうとすることは、本来、不思議なことではないのだが、大変新鮮であった。道徳教育は、統治の道具として簡単に政治的な俎上にのぼり、それへの抵抗運動も起これやすい領域であり、教育史の蓄積が活ける場面ではある。しかしながら、教育活動は最終的には教育現場の教師と児童・生徒のやりとりの中で具体化するから、カリキュラムを編成し、実施する全国の小・中学校の教師に訴える力量が問われている。一九九〇年代までは、政治的な論争を教育問題に落とし込むことのできる教師が現場に多くいた（政治的論争をそのまま教室に持ち込む教師もいたが）。現在の教育現場でそのようなことがどれほど期待しうるだ

う問題は常に存在するからである。しかしながら、論点となつた一九五〇年代の子どもの「実生活における直接的な経験・体験」や「道徳性の涵養」とは一体何を指しているのだろうか。具体的なイメージが本書から掴むことができなかつた。当時の子どもの姿を捉えるのは容易でないことは承知しているが、特設をめぐる議論ははたして、どのような子どもの実態に即した議論であつたのか。特設するかどうかを論じるにしても、そこに論者たちの現実の教育問題に対する認識がどこまで反映されていたのか。議論の質的な深まりに関わる問題として、論者たちの問題認識がどこにあつたのかを知りたかった。この点は、たとえば「道徳の教科化」がなされる際に、「いじめ問題」への対策であることが強調されていたこととも関わつてゐる。「道徳の教科化」の実施以降、道徳教育と関連して「いじめ問題」への効果について検証がなされたり、議論がなされたりしているのを聞いたことがない。教科や領域の設置が前提とした議論の中で、どこまで子どもの実態に即した切実な課題意識を持ちながら議論が展開されていたのか、現代の教育問題の議論の仕方にもつながることとして気になつた。

第三に、本書の最後で佟氏が「現代において追求されている全面主義道徳教育を堅持しながらの『道徳』の教科化には、道徳教育観からすれば大きな無理が存在している」と

ろうか。教育現場からは、今回の「道徳の教科化」（教科書の使用）によって、指導内容が明確になった、授業がやりやすくなつた、という声が聞こえてきている。多忙の中で

授業や教材づくりのための独自の工夫の余裕が失われている現実がある。そのような教育現場の状況に対して、道徳教育の歴史は如何なる診断・処方箋を提供しうるのか。教育史は、教育の問題を発見するとともに、現実を改善しうる診断や処方箋を提供するものとされるが、重い課題である。その意味で、戦後の政治的な枠組の中でのみ捉えられがちであった「道徳教育」を、当時の議論を丁寧におさえながら、教育内容・方法論の問題として日々の教育実践のレベルに近づけた本書は、現場の教師にとつても「考え、議論する」きっかけとなるものになると思う。

本来であれば、日本の教育史研究者が取り組むべき戦後道徳教育の問題について、「困窮」の留学生活の中で研究に打ち込み、日本の道徳教育の課題を提示する一書を世に問うた久占新氏に敬意を表したい。

（六花出版、二〇一九年二月、一二二四頁、四二〇〇円+税）

（埼玉大学）

日本教育史研究第三八号目次（二〇一九・八）

論文

戦後改革期特設高等学校の研究……………吉川 良治：1

（論評／羽田貴史・西山 伸）

海軍飛行予科練習生制度の成立とその教育史的展開

――軍関係教育機関と中等教育機関の制度的関係に注目して――：白岩 伸也：35

（論評／野邑理栄子）

論評をめぐって

本誌第三七号掲載論文と論評について……………世話人一同：65

専門学校は訓令第一二号の対象なのか――：大島 宏：67

（論評／白岩 伸也）

論題と展望

戦後日本の教育方法論史の課題と展望……………田中 耕治：74

（論評／佐々木貴文）

学齢超過者の教育を受ける権利をめぐって――：大島 宏：109

（論評／佐々木貴文）

大島宏氏の書評に応えて――：大多和雅絵：96 89

工藤航平著「近世蔵書文化論」地域〈知〉の形成と社会――：坂口謙一：115

（論評／佐々木貴文）

久保富三夫著「教員自主研修法制の展開と改革への展望」を読んで――：木村 政伸：103

（論評／佐藤 航男）

書評に応えて――：佐藤 航男：109

佐々木貴文著「近代日本の水産教育――『国境』に立つ漁業者の養成」を読んで――：久保富三夫：122

（論評／坂口謙一）

「技術・職業教育学の視点から」――：坂口謙一：115

（論評／佐々木貴文）

書評を読んで――：佐藤 航男：109

（論評／久保富三夫）

久保富三夫著「教員自主研修法制の展開と改革への展望」を読んで――：佐藤 航男：109

（論評／佐藤 航男）

久保富三夫著「教員自主研修法制の展開と改革への展望」を読んで――：佐藤 航男：109

（論評／佐藤 航男）